

# 「食改さん」大募集!!

## 食改さん（ヘルスマイト）とは？

地域の人と一緒に「食」について勉強し、健康づくりのボランティアとして活躍している方々です。「食改さん」または「食生活改善推進員」と呼ばれています。

## 食改さんになるためには？

食生活改善推進員になるには、西原町が主催する「食生活改善推進員養成講座」に参加し、食生活改善や健康づくりに関する講習を受けることが必要です。その教室で修了証を得て、自らの意志でヘルスマイト会員となり、ボランティア活動を行っていきます。

## 食改養成講座を受けてみたい！ 詳細はどうなっているの？

【対象者】・町内在住者で、食生活や地域の健康づくり活動に関心のある方  
・受講後に、町民と行政とのパイプ役となり、かつ地域で「食生活改善推進員」としてボランティア活動のできる方

【受講期間】平成25年7月～11月（全11回、若干の日程の変更あり）

【受講時間】14：00～16：30

【募集期間】平成25年5月～6月

【応募方法】福祉部健康推進課へ電話、または窓口に直接お越しください。

男性のみなさん  
ご応募も、  
お待ちしております!!

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791（内線158）

# 災害時要援護者台帳に登録しましょう!

## ● 災害時要援護者台帳とは？

災害のときに自分の力だけでは避難等に不安のある方（要援護者）が、避難を支援していただく方（地域支援者）と一緒に登録するもので、災害のときに活用します。

## ● 要援護者（対象者）とは？

- ① 身体障害手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ④ 介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤ 認知症高齢者

※ ①～⑤に該当しない方でも、避難することが困難、または不安がある方も申請することで、災害時要援護者として登録することができます。



登録には申込みが必要です。

要援護者自身で申し込むほか、家族からの申込みも可能です。（ただし、本人の同意が必要です。）

※申込み等で分からないことがありましたら、福祉部福祉課や地域の民生委員・自治会長にご相談ください。

申込み・お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311（内線121） FAX 944-6551

子どもの急な発熱！でも仕事を休めない…。 **そんな時のために** 病後児保育事業

# 登録申請を行っておくと安心です!

## ☆利用方法

利用する前に登録が必要です。

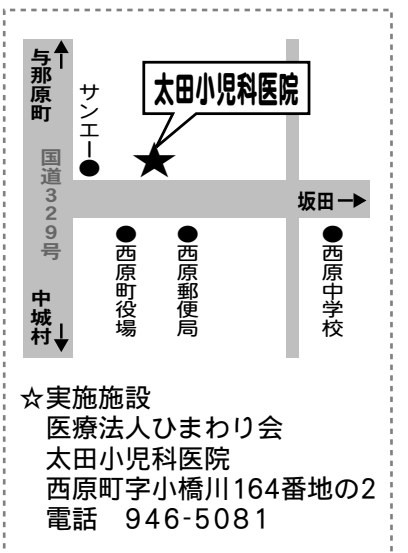
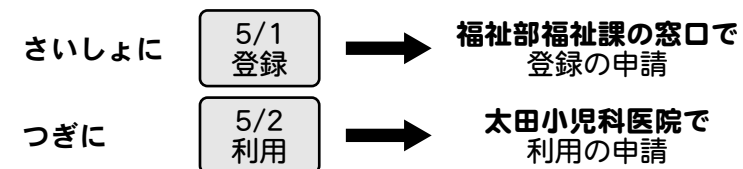
登録期間は、登録日から平成26年3月31日までです。

平成25年度の登録がまだの方は、福祉部福祉課の窓口で登録申請をお願いします。

利用時は利用申請書を直接、実施施設へ提出して利用ください。

※申請書は、福祉部福祉課の窓口で配布しています。

## ☆利用例



★登録及び減免の申請は、利用前に福祉部福祉課の窓口で行ってください。

★病院での登録及び減免の申請はできません。非課税世帯等で減免を受けたい場合は、必ず事前に福祉部福祉課の窓口で申請が必要です。

## ☆対象児童

西原町に居住する者で、次のいずれかに該当する者

- ① 保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童。かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な者
- ② 保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童（生後3ヶ月から小学校3年までの児童）

## ☆利用料金

- ① 保育料 2,000円（1人あたり日額）
- ② 食費 500円（おやつ込み）  
（半日利用の場合は、保育料は半額になります。）  
（お弁当とおやつ持参の場合は食費はかかりません。）



※ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。福祉部福祉課まで申請をお願いします。申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合がありますのでご注意ください。

- (1) 市町村民税非課税世帯 ⇒保育料一部免除（1,000円）※半日の場合は半額
- (2) 生活保護世帯 ⇒保育料全額免除

## ☆利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	8：30～17：30			8：30～12：00	8：30～	8：30～	×
午後	8：30～17：30			×	17：30～	15：30～	

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311